

# いじめ問題対応マニュアル

## いじめの定義

いじめとは、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる」としています。（文部科学省）

つまり、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断することが求められています。

1	いじめ問題についての基本認識	2
2	いじめの未然防止のために	3
3	いじめの理解	3
4	いじめの早期発見（チェックポイント）	5
5	学級担任として学級経営を見直すチェックリスト	5
6	校内の指導体制	6
7	いじめの早期発見	7
8	いじめの発見から解決まで	8
9	いじめ問題への組織的マネジメント	12
10	関係資料	15

長野市立七二会中学校

# 1 いじめ問題についての基本認識

## ■ いじめは人間として絶対に許されない

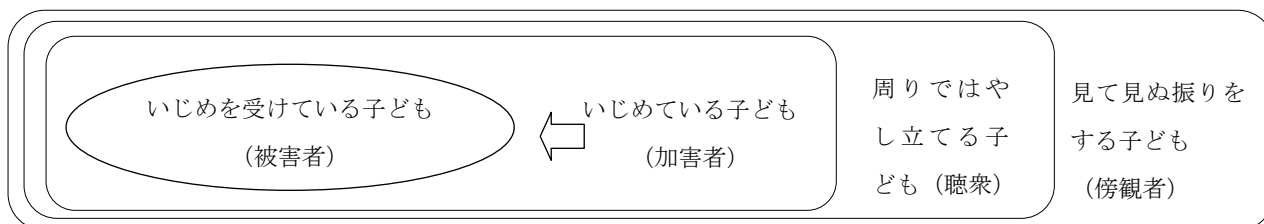
- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

## ■ いじめの特徴

—いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものです—

### ○ いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできません。いじめは「四層構造」になっています。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることとなります。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合があります。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。

### ○いじめの様態

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 他

### ○いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして) さらにいじめられるのではないかと不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くあります。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがあります。

### ○いじめている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがあります。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがあります。

### ○いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていじめが発生します。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生します。

## 2 いじめの未然防止のために

- いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- 学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

### 1 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) いじめている生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要であること。また、いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- (2) 生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

### 2 いじめの早期発見・早期対応について

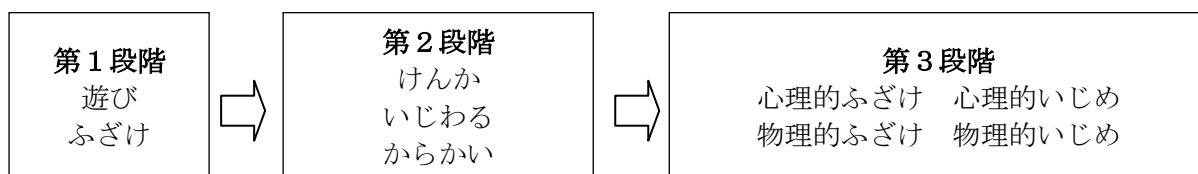
- (1) いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校等における相談機能を充実し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。
- (2) 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- (4) いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取組む姿勢が重要である。また、市及び県教育委員会と連携して対処すること。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

## 3 いじめの理解

### (1) 「いじめ」とは何か

生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(平成19年度からの文部科学省の新しい定義による)

### (2) いじめの進行



(3) いじめの変遷

発生と内容		「いじめ」の態様・内容	
変遷過程		いじめられる側	いじめている側
学校の対応・関係機関との連携	群れ遊び	◎遊びや生活をとおして、互いにふざけたり・じゃれ合ったり・いさかいがあっ遊びたりする（「遊び仲間」対等・平等の関係）	
	初期	萌芽 ・度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる (支配・服従関係の萌芽)	・立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる (支配・服従関係の萌芽)
	前期	恐れ ・多人数による「いじめ」に恐れを感じるようになる (支配・服従関係の成立)	・ターゲットを固定し、仲間を誘い複数で「いじめ」を繰り返す (仲間の存在, 安心感)
		訴え ・周囲の仲間、友達の行動や態度が気になる(いじめのサイン)	・周囲の仲間の反応を気にして見ている(いわゆる「チクリ」の心配)
	中期	諦め ・無関心を装い、傍観的な態度の友達を見て「訴え」を諦める (見て見ぬふりをする人間関係)	・周囲の動向を見定め、仲間に「いじめ」を示唆、命令する (自己のいじめ隠蔽)
	後期	無力 ・親や教師に訴えた後の報復や暴力などを極端に恐れる (訴える気持ちになれない状況)	・暴力行為等をしばしば繰り返す (本人及び周囲の友達に対する「チクリ」の防止策)
		自尊 ・「いじめ」そのものの事実を自ら否定する (自尊感情の動揺)	・暴力行為の他に金品の強要、使い走り等が生じる (チクリ・訴え等絶無の感触)
末期	無法 ・耐えきれず「自殺・転校」等を考えるようになる (自己否定の考え方の実行)	・暴力行為や金品の強要などが学校内外でますます激しくなる (「無法」といえる状態への発展・継続)	

(4) いじめの態様

<p>手段によるいじめ</p> <p>① 言葉での脅し ② 冷やかし・からかい ③ 持ち物隠し ④ 仲間はずし ⑤ 集団による無視 ⑥ 暴力を振るう ⑦ たかり ⑧ お節介・親切の押し付け ⑨ いやな行為の強要 ⑩ パソコン等での誹謗中傷等</p>	<p>動機によるいじめ</p> <p>A 怒りや憎しみからのいじめ B うっ憤晴らしからのいじめ C 性格的な偏りからのいじめ D 関心を引くためのいじめ E 隠された楽しみのためのいじめ F 仲間に引き入れるためのいじめ G 違和感からのいじめ H その他</p>
<p>構成によるいじめ</p> <p>I 単独      II 数名      III 大勢</p>	

## 4 いじめの早期発見(チェックポイント)

- 遅刻、欠席が増える。
- 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむき加減。
- 出席確認の際、声が小さい。
- 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。
- 授業中、正しい答えを冷やかされる。
- 筆圧が弱くなる。
- 休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。
- 椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きをされたりする。
- 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。
- 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- 正しい意見なのに「へー」などと野次がとんだり、その意見がなぜか支持されたりしない。
- 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをウロウロしたりする。
- その子を誉めると、クラスの子どもたちがあざけたり、シラケたりする。
- あとで「何さ、あんなやつ誉めて」とケチがつく。
- 「誰かやってくれないか」と言うと、特定の子の名がふざけ半分でいつも出てくる。
- 今までのグループからはずれて一人ポツンとし、沈みがちになる。
- 「ばいきん」「〇〇菌」などと人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ。
- 急いで一人で帰宅する。
- 日記、作文、絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。
- 教材費、写真代などの提出が遅れる。
- 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

## 5 学級担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気のある学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示します。

### 【教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動をしない。

### 【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

## 【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

## 【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

## 6 校内の指導体制

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。</li> <li>◇ 「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。</li> <li>◇ 話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。</li> <li>◇ 一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。</li> <li>◇ 小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。</li> <li>◇ いろいろな立場の子どもたちの思いをとらえる場を設定して対応する。</li> <li>◇ 子ども同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。</li> </ul>
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。</li> <li>◇ 学年での調査等を企画し、定期的に生徒の状況把握に努める。</li> <li>◇ 学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。</li> <li>◇ いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。</li> </ul>
教科担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。</li> <li>◇ いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。</li> </ul>
生徒指導・教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。</li> <li>◇ 学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。)</li> <li>◇ 家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解決への努力を示す。)</li> <li>◇ 学校全体を巻き込む。(相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。)</li> <li>◇ いじめを学級や学年・部活等だけの問題にしない。</li> <li>◇ 学年会、生徒指導部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。</li> <li>◇ 必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。</li> <li>◇ 警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。</li> <li>◇ 保健室に駆け込んでくるいじめられた子どもたちには、子どもの心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。</li> <li>◇ 訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。</li> <li>◇ いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。</li> <li>◇ 信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。</li> </ul>

教頭	<p>◇ 「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。</p> <p>◇ 「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。</p> <p>◇ 児童の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために全教職員による研修を実施する。</p> <p>◇ 全教育活動の中で生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。</p>
校長	<p>◇ 校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。</p>

## 7 いじめの早期発見

### ■ いじめを発見する手だて

- 教師と子どもとの日常の交流をとおした発見
  - ・生活ノートや教育相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配ります。
- 複数の教員の目による発見
  - ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くします。
  - ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながります。
  - ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にします。
- アンケート調査
  - ・いじめも含めた「悩みごとアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組むことが必要です。
  - ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効です。
  - ・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末など不安を感じる頃に実施することも有効です。
- 教育相談をとおした把握
  - ・学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整えておくことが必要です。
  - ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得ます。
- 生徒会が主体となった取組
  - ・生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援します。

### ■ 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあります。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要です。

### ■ いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導しましょう。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知します。

(例)

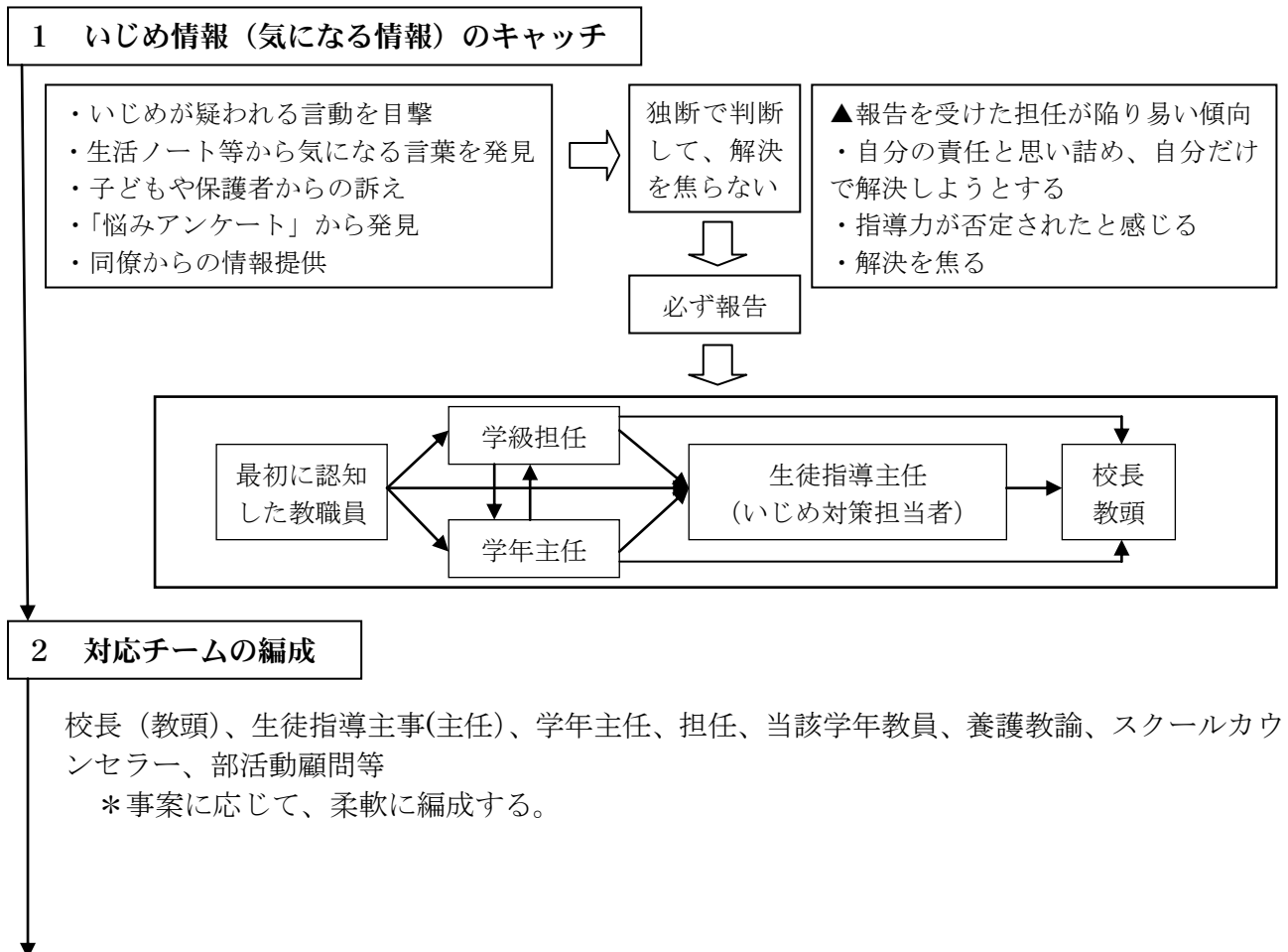
- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知します。
  - ・悩み相談箱を設置します（ただし管理を徹底する）。
  - ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知します。
  - ・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知します。
- 関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知します。
- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知します。
  - ・相談カード等を所持しているかを確認します。
- 匿名による訴えへの対応
- ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知します。

### ■ 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けましょう。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておきましょう。

## 8 いじめの発見から解決まで

### ■ 発見時から指導、組織対応の展開





### 3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
  - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
  - ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
  - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (3) 役割分担
  - ・被害者からの事情聴取と支援担当
  - ・加害者からの事情聴取と指導担当
  - ・周囲の生徒と全体への指導担当
  - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

### 4 事実の究明と支援・指導

- (1) 事実の究明
    - いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
    - 聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。
- <事情聴取の際の留意事項>**
- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
  - 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
  - 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
  - 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
  - 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。
- <事情聴取の段階ではではないこと>**
- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
  - ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
  - ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
  - ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
  - ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

### 5 いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

- (1) 被害者（いじめられた子ども）への対応
  - 【基本的な姿勢】**
    - いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
    - 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
  - 【事実の確認】**
    - 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
    - いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
  - 【支援】**
    - 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
    - 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
    - いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
    - 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
    - ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

### 【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

### (2) 加害者（いじめた子ども）への対応

#### 【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

#### 【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

#### 【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

#### 【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

### (3) 観衆、傍観者への対応

#### 【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

#### 【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

#### 【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

#### 【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

## ■ 保護者との連携

### (1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けらる。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

\*保護者の不信をかう対応

- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。  
→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
  - ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
  - ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
  - ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
  - ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- \*保護者の不信をかう対応
- ▲保護者を非難する。
  - ▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

■ 関係機関との連携

- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見状況を報告する。</li> <li>・対応方針について相談したい。</li> </ul>	市教育委員会 県教育委員会・教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針や解決方法について相談したい。</li> <li>・子どもや保護者への対応方法を相談したい。</li> </ul>	市教育委員会 市教育相談センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。</li> </ul>	児童相談所、警察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。</li> <li>・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。</li> </ul>	医療機関 児童相談所 市教育相談センター

## 9 いじめ問題への組織的マネジメント

### ■ 組織対応の基本的考え方

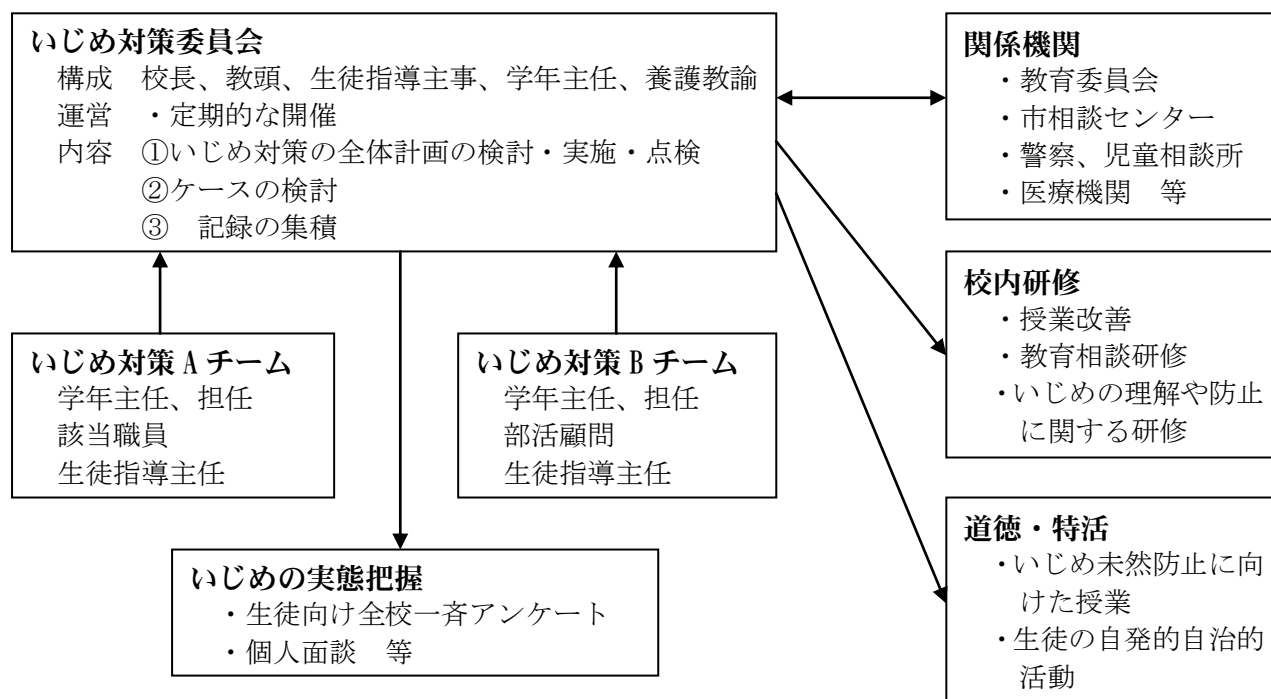
「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則です。

- (1) いじめ問題はチームで対応することを原則としましょう。
- (2) いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作りましょう。
- (3) いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにしましょう。
- (4) 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローしましょう。
- (5) 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにしましょう。

※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」

- (6) 時系列に沿って、経過の記録を残しておきましょう。

### ■ いじめ対策委員会の設置



### ■ いじめ対策担当の設置

いじめ問題について、組織的に対応するための分掌です。生徒指導主事（主任）等が兼ねることが考えられますが、いじめ対策に特化した業務を明らかにしておくことが必要です。

いじめ対策担当の業務（例）

- ・校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進します。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案します。
- ・いじめ対策委員会の運営と、会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「見える化」を推進します。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行います。
- ・ケース記録の集積と引き継ぎを行います。

## ■ いじめの発見、報告体制等のシステム化

システム化しておくべきこと

- (1) いじめを発見した時の報告体制
- (2) いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
- (3) いじめの指導記録の共通化
  - ・情報の見える化→情報の共有化→問題への意識化→解決に向けた協働体制
  - ・いじめ問題を確実な引き継ぎ→いじめの再発防止→子どもを守る
  - ・記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

いじめ指導記録カード

被害生徒名	学年	組	氏名	性別
担任氏名	支援チーム			
いじめの状況	※いじめの態様 ※加害者の状況 ※周囲の子どもたちの状況 ※保護者の状況 ※いじめの発端 ※いじめが発見されたきっかけ			
報告状況	※第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。			
対応状況				
月日				
	※ 被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記す ※ 聴取した内容等は別紙に記載し添付する		※ 加害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記す ※ 聴取した内容等は別紙に記載し添付する	

## ■ いじめの認知件数についての考え方

- ・いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩です。
- ・認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考えられます。
- ・認知件数が多い、少ないにかかわらず、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切です。

## ■ いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要です。

- (1) いじめ問題に対応するための共通理解
  - ・いじめの態様に関する認識← 事態を軽視する見方があるといじめが蔓延します。
  - ・いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図ります。
- (2) いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢
  - ・人権意識を研ぎ澄ますことが大切です。

- ・いじめ問題には必ず組織で対応します。
- ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立って、子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応します。
- ・自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておきます。

### (3) いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合があります。

- ・暴行罪（刑法第208条） ・ 傷害罪（同第204条） ・ 脅迫罪（同第222条）
- ・恐喝罪（同第249条） ・ 侮辱罪（同第231条） ・ 名誉毀損罪（同第230条）

### (4) 安全配慮義務

学校がとるべきいじめに関する安全配慮義務には以下のようなものが考えられます。

- ・学校の一般的注意義務・いじめの本質を理解する義務・生徒の動静把握義務
- ・いじめ全容解明義務・いじめ防止措置義務・保護者に対する報告、協議義務  
（日本弁護士連合会「いじめ問題ハンドブック」こうち書房1995年より）

### 【参考：安全配慮義務違反が争われた事案】

- ・自殺の原因がいじめであるとして安全配慮義務違反が争われた事案  
（東京高裁平成14年1月31判決、確定）
- ・いじめにより登校拒否に至ったとして安全配慮義務違反が争われた事案  
（東京地裁八王子支部平成3年9月26日判決、確定）

## 10 関係資料

### ■ いじめ問題への取組チェックポイント

(指導体制)

- 学校長を中心に、全職員がいじめ問題の解決に向けて一致協力して対応しているか。
- いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っているか。
- 教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- 生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- いじめについての訴えがあった時、問題を軽視することなく的確に対応しているか。特に、「日頃から問題行動がない」、「学習成績がよい」等の理由から、対応が不十分になっていないか。

(教育相談)

- 生徒の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が機能しているか。
- 保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか。(秘密の保持)
- 教育相談体制が保護者にも十分応えられるようになっているか。
- 生徒の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。
- 必要に応じて、専門機関との連携を図っているか。
- 学校に配置されているスクールカウンセラーや相談員等が十分機能し、活用されているか。

(教育活動)

- 全職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設けているか。
- 道徳や学活、ホームルームの時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。
- 児童会・生徒会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導や支援を行っているか。
- 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。

(家庭・地域との連携)

- P T Aや地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりに努めているか。
- 家庭に対して、いじめの問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図っているか。
- 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えているか。
- 必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っているか。

## ■ いじめ発見のチェックポイント（学校用）

（朝の会）

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

（授業開始時）

- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。

（授業中）

- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

（休み時間）

- 教室や図書室で一人である。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。

（給食時）

- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける）
- 食欲がない。
- 笑顔が無く、黙って食べている。

（清掃時）

- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。

（放課後）

- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

（その他）

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。



## ■いじめ発見のチェックポイント（進学進級期用）

### 〈表情・日常の行動の様子〉

- 元気がない、顔色が悪い、食欲不振等の状態が続いている。
- 何かにおびえたり、人目を気にしたりしている様子が見られる。
- 話しかけても避けたり、急によそよそしい素振りを見せたりする。
- 教師に何か話したそうだが、話せないでいるような様子が見られる。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が増える。
- 席替えで特定の子を避けたりしている様子が見られる。
- 班編制で特定の子が避けられたり、なかなか班が決まらなかつたりしている。
- 保健室や相談室、職員室に行きたがる。
- 人目のつかない所（トイレや階段の上がり口等）にいることが多い。

### 〈身の回りのものの変化〉

- 机や椅子、ノート、かばん、ロッカー等へのいたずら書きをされる。
- 机や椅子、持ち物等が壊される。
- もの隠しや靴かくしがあつたり、持ち物がよけられたりする。

### 〈休み時間や給食時の様子〉

- 衣服や持ち物に汚れや靴の跡などが見られる。
- 一人ぼっちでいたり、いつも友だちの後ろについていたりしている。
- 一人だけ遅れて教室に入ってくる。
- 衣服の破れや、不自然な擦り傷、打ち身などが見られる。

### 〈学習面〉

- 発表するとヤジられたり、正しいことを言っても支持されない。
- 急に忘れ物が増える。
- 授業中うつむいていることが多くなったり、発言が減ったりしている。
- 突然大きな声を出したり、奇抜なことを言ったりする様子が見られる。

## ■ いじめ発見のチェックポイント（家庭用）

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。（殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため）
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。

## ■ 学校における教師の人権感覚チェックリスト

～見直してみよう あなたの人権感覚～

### 朝の会

- 1 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。
- 2 遅刻した生徒や前日に欠席・早退した生徒に言葉かけをしていますか。

### 授業

- 1 授業の開始、終了時刻を守っていますか。
- 2 空席の生徒の確認をしていますか。
- 3 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮していますか。
- 4 教師の期待とずれた生徒の答えの発信を尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと自尊心を傷つけるような言い方をしていませんか。
- 5 生徒の失敗があった時、失敗に笑う者がいたら黙認せず、注意していますか。

### 交友関係

- 1 生徒の交友関係を把握していますか。
- 2 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。

### 給食

- 1 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動植物のいのちや調理した人への感謝の言葉をしっかりとさせていますか。
- 2 配膳や片づけ等でいやな思いをする生徒がいないように気を配っていますか。

### 生徒に接するとき

- 1 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいますか。
- 2 生徒同志の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していませんか。
- 3 生徒の話を親身に聞いていますか。
- 4 生徒を指導する際、人格を否定するような注意をしていませんか。
- 5 失敗が多い生徒を先入観で悪く評価してしまうことはありませんか。
- 6 兄弟姉妹と比べて、ほめたりけなしたりしていませんか。
- 7 生徒の欠点を見つけようとせず、よさに目を向けるように努力していますか。
- 8 失敗した生徒のことを、他の学級で例として話してはいませんか。
- 9 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと生徒の努力を認める言葉かけに心がけていますか。

### 清掃

- 1 清掃時間が始まったら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃を行っていますか。
- 2 いつも楽な仕事ばかりしている生徒や、大変な仕事を押しつけられている生徒がいないように気を配っていますか。
- 3 室や廊下の黒板や掲示物に落書きはないか気をつけていますか。

### 帰りの会・放課後・部活動

- 1 明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。
- 2 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか気をつけていますか。
- 3 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていませんか。

### その他

- 1 文書や懇談会などで使う言葉について配慮していますか。
- 2 個人情報管理はしっかりできていますか。